

鉄道事故の種類

鉄道事故は、日常頻繁に起こるものから、災害等に伴うものまで様々です。今回は、鉄道事故に関する報告や統計における事故の種類について紹介します。

鉄道事業法および鉄道事故等報告規則で、事故およびその内容は表1のように分類されています。ここで列車とは、運行するために車両を編成したものを指します。また、従来「運転阻害事故」と呼ばれていた事故は平成13年の法令改正により現在は「輸送障害」に表現が改められました。

鉄道事故の報告・届出

これらの事故のうち、鉄道運転事故の列車衝突事故、列車脱線事故および列車火災事故は、その影響の大きさから列車事故と総称されることもあり、地方運輸局への報告が義務付けられています。

その他の鉄道運転事故と輸送障害においても、以下の条件に合致する場合は報告が必要です。

- ・客、乗務員等に死傷を生じたもの
- ・5人以上の死傷を生じたもの
- ・鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるもの
- ・三時間以上本線における運転を支障すると認められるもの
- ・特に異例と認められるもの

また、輸送障害のうち、列車の運転を休止したのまたは旅客列車にあっては30分(旅客列車以外にあっては1時間)以上遅延を生じた場合、及び一部のインシデント情報については地方運輸局への届出が必要です。インシデントは鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態で、以下の場合を指しています。

- ・閉塞違反
- ・一部の車両脱線
- ・信号違反
- ・施設障害
- ・信号冒進
- ・車両障害
- ・本線逸走
- ・危険物漏洩
- ・工事違反
- ・その他

表1 事故の分類と内容

報告対象となる事故等	鉄道運転事故 (列車の運転中における事故)	a 列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
		b 列車脱線事故	列車が脱線した事故
		c 列車火災事故	列車に火災が生じた事故
		d 踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
		e 道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
		f 鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故(上記 a~e の事故に伴うものを除く)
		g 鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故(上記 a~f の事故に伴うものを除く)
輸送障害 (鉄道による輸送に障害を生じた事態)	鉄道による輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故以外のもの		
鉄道に係る電気事故	鉄道に係る電気事故	h 感電死傷事故	感電により人の死傷を生じた事故
		i 電気火災事故	漏電、短絡、せん絡その他の電気要因により、建造物、車両その他の工作物、山林等に火災が生じた事故
		j 感電外死傷事故	電気施設の欠陥、損傷、破壊等又は電気施設を操作することにより人の死傷を生じた事故(上記 h の事故を除く)
		k 供給支障事故	受電電圧三千ボルト以上の電気施設の故障、損傷、破壊等により電気事業者に供給支障を生じさせた事故
鉄道に係る災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設または車両に生じた被害		

電気事故や災害に関しても、事故の状況や規模により、地方運輸局長への報告や届出が義務付けられています。

事故情報の活用

なお、報告された事故情報は国土交通省のホームページにて「鉄道事故等の発生状況」として統計情報が発表されると共に、「鉄道要覧」、「運輸白書」等の統計資料として用いられています。

「平成15年度鉄道事故等の発生状況について」(国土交通省ホームページ)では、「平成15年度の運転事故は833件で、長期的に減少傾向にある。」「踏切事故は長期的には減少傾向だが、運転事故全体の半数を占めている。」等の情報と、「運転事故件数の推移」、「輸送障害件数の推移」等のグラフが公開されています。

航空・鉄道事故調査

航空・鉄道事故調査委員会(以下事故調)は、事故及び重大インシデントの原因を科学的に究明するために平成13年に発足した組織です。列車事故や乗客、乗務員の死亡を伴う事故等が事故調の調査対象となります。

調査結果は報告書として事故調のホームページにて公開されています。

(人間科学研究部 安全性解析 柴田徹)

※記事に関するお問合わせ先
人間科学研究部(安全性解析)
NTT: 042-573-7344
J R: 053-7344